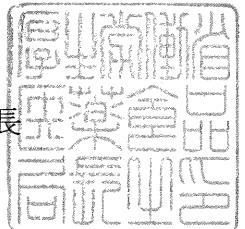


薬食発 0714 第 4 号
平成 23 年 7 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件について

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 202 号。以下「告示」という。）が告示され、平成 24 年 6 月 1 日から適用されることになったので、下記の事項を御了知の上、貴管下関係業者に対する周知徹底をお願いします。

記

1. 告示の趣旨及び概要

都道府県知事の承認に係る医薬部外品について、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤が新たに指定されるとともに、有効成分の種類等が定められたこと。

2. 委任品目の審査の基本的な考え方

今回の改正により、新たに都道府県知事に権限が委任された、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売の承認、製造販売の承認事項に係る一部変更承認に関する審査は、告示及び次によるほか、別途発出される審査管理課長通知に定めるところにより行うこと。

(1) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤について



平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 283 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準等について」の別添「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準」（以下「新指定医薬部外品基準」という。）のうち、「あせも・ただれ用剤製造（輸入）承認基準」、「うおのめ・たこ用剤製造（輸入）承認基準」、「かさつき・あれ用剤製造（輸入）承認基準」、「カルシウム剤製造（輸入）承認基準」、「のど清涼剤製造（輸入）承認基準」、「ビタミン含有保健剤製造（輸入）承認基準」及び「ひび・あかぎれ用剤製造（輸入）承認基準」によること。

なお、新指定医薬部外品基準において、「製造（輸入）承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

（2）浴用剤について

平成 10 年 3 月 24 日付け医薬発第 293 号厚生省医薬安全局長通知「浴用剤製造（輸入）承認基準等について」の別紙「浴用剤製造（輸入）承認基準」（以下「浴用剤基準」という。）によること。

なお、浴用剤基準において、「製造（輸入）承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

3. 留意事項

（1）あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤であっても、それぞれ告示で定める事項に適合しない医薬部外品に該当するものの製造販売承認は、従来どおり厚生労働大臣により行われるものであること。

（2）あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤の承認申請書の添付資料については、平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 286 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」によること。

（3）浴用剤の承認申請書の添付資料については、昭和 55 年 5 月 30 日付け薬発第 700 号厚生省薬務局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」及び平成 11 年 7 月 26 日付け医薬発第 893 号厚生省医薬安全局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際して添付すべき資料について」によること。

（4）上記（2）及び（3）に掲げる通知において「製造又は輸入の承認」は、「製造販売承認」と読み替えること。

4. その他

平成 24 年 5 月 31 日までに申請のあった、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売承認については、なお従前の例による。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

○都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件(同二〇一)

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十一年度第四・四半期予算使用の状況(内閣)

平成二十一年度第四・四半期国庫の状況(同)

〔公 告〕

官庁事項

- 雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七五)
- 雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七五)

〔告 示〕

裁判所 除権決定、破産、免責、再生関係 特殊法人等

- 旧重要美術品等ノ保存二関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存二関スル法律の規定による認定を取り消す件
- 有形文化財を重要有形文化財に指定する件(同二〇〇・一〇六)
- 重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件

- 重要文化財の員数を改める件(同一一七・一一〇)
- 有形文化財を登録有形文化財に登録する件(同一一四・一一五)
- 旧重要美術品等ノ保存二関スル法律の規定による認定を取り消す件(文化庁四一)
- 労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働二〇一)

○厚生労働省令第七十五号
雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十二号)第十五条に基づき、雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 細川 律夫
(雇用対策法施行規則の一部改正)
平成二十三年六月二十七日
雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令

第一条 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の次に次の「一条」を加える。

(雇用促進計画を活用した雇用に関する援助)

第八条 職業安定機関は、平成二十三年八月一日から平成二十七年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画(以下この条において「雇用促進計画」という。)を提出してその確実な実施を図るために援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対しても必要な助言その他の措置を行わなければならない。

職業安定機関は、前項の雇用促進計画に係る援助を行う場合には、次に掲げる事項を考慮して、これを行わなければならない。

- 一 雇用促進計画の始期における個人又は法人に雇用されている労働者の数
- 二 雇用促進計画における労働者の雇入れの数、時期等に係る目標
- 三 雇用促進計画の終期における個人又は法人に雇用されている労働者の数

四 雇用促進計画の期間の初日から起算して一年前の日から当該雇用促進計画の期間の末日までの間ににおける個人又は法人の都合による労働者の解雇(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能になつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により行つたものを除く)の有無

- 五 前各号に掲げるもののほか、労働者の雇入れを促進するために必要な事項

3. 職業安定機関は、個人又は法人からの求めがあつた場合には、第一項の雇用促進計画の達成状況について確認し、当該雇用促進計画の期間の終了後の当該個人又は法人の雇入れの促進に資するよう、必要な助言その他の措置を行わなければならない。この場合において、職業安定機関は、当該個人又は法人からの求めに応じて、当該雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類その他雇入れの促進に資する書類を交付することができる。

4. 雇用促進計画及び前項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類は、様式第五号によることができる。

(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

第一条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

別表(第一条関係)第二十五号の次に次の「一条」を加える。

二十五の二 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)に係る申請等 附則第八条第一項の雇用促進計画の提出及び同条第三項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の交付の申込み

この省令は、公布の日から施行する。

省令

令

20082	メタクリル酸=1-エチルシクロヘキサン-1-イル・メタクリル 酸=6-シアノ-5-オキソ-4-オキサトリシクロ[4.2.1.0]ノナン-2-イル・メタクリル酸=2-(6-シアノ-5-オキソ-4-オキサトリシクロ[4.2.1.0]ノナン-2-イル)オキシ-2-オキサトリシクロ[4.2.1.0]ノナン-5-イシクロ[3.3.1.1]テカシ-1-イル・メタクリル酸=1-メチル-1-(トリシクロ[3.3.1.1]テカシ-1-イル)エチル共重合物	9-2558
20083	メタクリル酸シクロヘキシル・(メタクリル酸=2-ヒドロキシエチル・ヘキサン-6-ラクトン・重付加物)・2-(メタクリロイルオキシ)エチル(トリメチル)アンモニウム=クロリド共重合物	9-2559
20084	メタクリル酸=テトラヒドロフラン-2-イル	8-(4)-1818
20085	メタクリル酸・メタクリル酸=3-(3-エチルオキセタン-3-イル)メタクリル酸=2-ヒドロフラン-2-イル・メタクリル 酸=2-ヒドロキシエチル共重合物	9-2560
20086	メタクリル酸・メタクリル酸=2-エチルヘキシル・メタクリル酸ベ ンジル共重合物のメタクリル酸=2、3-エボキシプロピル付加物	9-2561
20087	メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸=トリシ クロ[5.2.1.0]テカシ-8-イル共重合物のメタクリル 酸=2、3-エボキシプロピル付加物	9-2562
20088	メタクリル酸・メタクリル酸=2-フェノキシエチル・メタクリル酸=9-2563 メチル共重合物のメタクリル酸=2、3-エボキシプロピル付加物	
20089	メタクリル酸ビニル	2-(6)-1877
20090	メタンスルホン酸=(3R)-3-メトキシデシル ジル=2-レバ-ブチル	2-(6)-1878
20091	(3S)-3-メチルアゼチジン-1、2-ジカルボン酸=1-ベン ジル=2-レバ-ブチル	8-(1)-3638
20092	2-[(2-メチルウンデカン-1-イリデン)アミノ]安息香酸メチ ル	4-(7)-2356
20093	4-メチル-2-(トリシクロ[3.3.1.1]テカシ-1-7-(2)-274 イル)フェノール	
20094	trans-4-(4-メチルフェニル)-trans-4-(ペンタ-3-エ ン-1-イル)-1,1-ビシクロヘキサン -1,1-ビシクロ-4-(ペンタ-3-エン-1-イル)-7-(3)-863	
20095	trans-4-メチル-trans-4-(ペンタ-3-エン-1-イル)-7-(3)-864 1,1-ビシクロ-4-(ペンタ-3-エン-1-イル)-3-(4)-690	
20096	ヘンタ-5-エン-2-オールの水蒸気添加反応生成物	
20097	4-メチル-2-(メトキシボリ)(オキシ)シランジル/オキシ(メトキシ)ブ ロビン/シランジル	10-2673
20098	1-[1-(3-メチルビペラジン-4-ニトロフェニル)ビペリジン-4- イル]-4-メチルビペラジン-4-イル・イミノメチル/ブ ロビン	8-(2)-2342
20099	メチル-[(2-メチルビペラジン-2-イル)メチル]-4- フェノール	7-(2)-275
20100	4-メトキシ-4-ブロビルフェニル	7-(3)-865
20101	4-メトキシ-4-ベンチルビフェニル	7-(3)-866
20102	4-ヨードアニリン	4-(2)-879
20103	N-(4-ヨードフェニル)ビリミジン-2-アミン	8-(2)-2343
20104	4-メトキシ-4-ブロビルフェニル	1-(3)-386
20105	ヒペキサノ-6-ラクトン基を有する(2,2'-オキジジエタノール ビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-5(又は2-6)-シジメチル 重付加物)のアクリル酸=2-ヒドロキシエチル及びヘキサン-6- ブロトン付加物	10-2674
	リソ酸タンゲステン酸ジルコニウム	

○厚生労働省告示第1101号

薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十条第一項第五号の規定に基づき、都道府県知事の承認に係る医薬部外品(平成六年厚生省告示第百九十四号)の一部を次のよう改定し、平成二十一年六月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあつたあせも・ただれ用剤、いわゆるため・たん用剤、かわつき・あれ用剤、カルシウム剤・喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売の承認については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 細川 律夫
平成二十三年六月二十七日

第七号の次に次の八号を加える。

八 あせも・ただれ用剤(あせも・ただれの改善を目的として製造された外用剤であつて、外用液剤又は軟膏剤の剤型のもの)

イ 有効成分の種類
含有する有効成分の種類は、別表第九の有効成分名の欄に掲げるものとする。ロ 有効成分の配合割合
別表第九のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

ハ 別表第九のII又はIIIに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。

(1) 別表第九のIVに掲げる有効成分は含有されなければならない。

(2) 別表第九のVのA項からD項までに掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

(3) 別表第九のVのB項に掲げるグリチルリチン酸=カリウム及びグリチルシル酸は、同時に配
合してはならない。(4) 別表第九のVのB項に掲げるグリチルリチン酸=カリウム及びグリチルシル酸は、同時に配
合してはならない。ハ 有効成分の分量
各有効成分の最大濃度は、別表第九の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表

の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。

(2) 別表第九のIに掲げる有効成分を二種配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する濃度

をそれぞれの最大濃度で除して得た数値の和が「1」を超えてはならない。

(3) 別表第九のIに掲げる有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度

の欄に掲げる濃度の五分の一の濃度とする。

(4) 別表第九のIIからVまでに掲げる各有效成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の十分の一の濃度とする。

二 効能及び効果
効能及び効果の範囲は、あせも・ただれの緩和・防止とする。三 有効成分の種類
うなめのめ・たんの改善を目的として製造された絆創膏の剤型のもの)九 有効成分の分量
含有する有効成分の種類は、サリチル酸である。

十 有効成分の分量は、サリチル酸として100mg/100gの範囲とする。

ハ 効能及び効果
效能及び効果の範囲は、「うなめ・たん」とある。イ 効能及び効果
效能及び効果の範囲は、「うなめ・たん」とある。十 軟膏剤の剤型のもの
かさつき・あれ用剤(手足のかさつき又はあれの改善を目的として製造された外用剤であつて、イ 有効成分の種類
含有する有効成分の種類は、別表第十の有効成分名の欄に掲げるものとする。ロ 有効成分の配合割合
別表第十のII、III又はIVに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。

八 有効成分の分量

(1) 別表第十のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

(2) 別表第十のII、III又はIVに掲げる有効成分の濃度は、一〇パーセントとする。

(3) 別表第十のII、III又はIVに掲げる各有効成分の最大濃度は、当該有効成分」とにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。

(4) 別表第十のII、III又はIVに掲げる各有効成分の最小濃度は、当該有効成分」とにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の十分の一の濃度とする。

二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

十一 カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、一種以上のカルシウムを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、散剤又は内用液剤の剤型のもの)

有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げるものとする。

有効成分の配合割合

別表第十一のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

別表第十一のIVのB項に掲げる有効成分の配合は一種とし、同表のIVのE項に掲げる有効成分の配合は二種までとする。

八 有効成分の分量

(1) 各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。

(2) 別表第十一のIに掲げる有効成分を二種以上配合する場合又は同表のIVのE項に掲げる有効成分を二種配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、妊娠授乳期、発育期又は中高年期のカルシウムの補給とする。

十二 喉清涼剤(喉の不快感の改善を目的として製造された内用剤であつて、トローチ剤又はドロップ剤の剤型のもの)

有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十二の有効成分名の欄に掲げるものとする。

有効成分の配合割合

別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分ごとにそれぞれ五種までとする。

八 有効成分の分量

(1) 各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十三のIからIVまで、IXのB項又はXのC項若しくはJ項に掲げる有効成分の配合は、各区分又は各項ごとにそれぞれ一種とする。

(2) 別表第十三のIVに掲げる有効成分の配合は、二種までとする。

八 有効成分の分量

(1) 各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十三のXのK項のグリチルリチン酸又はグリチルリチニン酸ナトリウムを配合するものには、同表のXIのカソゾウと配合してはならず、また、同表のXIの加工ダイサン(オキソアミジン)は、同区分のニンニクと配合してはならない。

八 有効成分の分量

(1) 各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十三のXのF項に掲げる有効成分を同一項内で二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、滋養強壮、虚弱体質、肉体疲労、病中病後の体力低下、食欲不振又は胃腸障害、栄養障害、発熱性消耗性疾病、妊娠授乳期又は産前産後の栄養補給とする。ただし、別表第十三のIV又はVに掲げる有効成分を配合する場合には、妊娠授乳期又は産前産後の栄養補給を効能及び効果としない。

八 有効成分の分量

(1) 各有効成分の一日最大分量は、別表第十二の有効成分名の欄に掲げる量とする。

別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分ごとに配合する一日の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

別表第十二のIに掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

八 有効成分の分量

(1) 各有効成分の一日最大分量は、別表第十二の有効成分名の欄に掲げる量とする。

別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分の配合量の下限は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量の十分の一の量とする。ただし、たんを効能及び効果とするためには、同表のIに掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量の二分の一以上が含有されなければならない。

八 有効成分の分量

(4) 別表第十二のIIIに掲げる有効成分の配合量の下限は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量の二分の一の量とする。

二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、たん及び喉の炎症による声がれ・喉のあれ・喉の不快感・喉の痛み・喉の腫れとする。ただし、別表第十二のIに掲げる有効成分のいづれか一種が配合されていない場合には、たんを効能及び効果としない。

十三 ビタミン含有保健剤(滋養強壮、虚弱体質等の改善及び肉体疲労等の場合における栄養補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの)

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げるものとする。

有効成分の配合割合

別表第十三のI、II又はIIIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

別表第十三のIVに掲げる有効成分の配合は、各区分又は各項ごとにそれぞれ一種とする。

別表第十三のXのK項のグリチルリチニン酸又はグリチルリチニン酸ナトリウムを配合するものには、同表のXIのカソゾウと配合してはならず、また、同表のXIの加工ダイサン(オキソアミジン)は、同区分のニンニクと配合してはならない。

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げるものとする。

有効成分の配合割合

別表第十三のIからIVまで、IXのB項又はXのC項若しくはJ項に掲げる有効成分の配合は、各区分又は各項ごとにそれぞれ一種とする。

別表第十三のIVに掲げる有効成分の配合は、二種までとする。

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十三のXのF項に掲げる有効成分を同一項内で二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十三のXのE項に掲げる有効成分を同一項内で二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十四の有効成分名の欄に掲げるものとする。

有効成分の配合割合

別表第十四のIに掲げる有効成分の配合は、一種とする。

別表第十四のIIに掲げるd-1カーネントール及びd-1カーネントール又はL-メントールをそれぞれ同時に配合してはならない。

別表第十四のIIIのA項、B項及びD項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

別表第十四のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(二の1)において「メントール・カンフル主剤製剤」という。には、同表のIIIのA項に掲げる有効成分を配合してはならない。

B項	A項	IV	III	II	I	区分	有効成分名		最大濃度
							有効成分名	含有する有効成分の種類	
トコフェロール	ビタミンA油	dl-カシスフル	dl-カシスフル	イソプロピルメチルフェノール	カラミン	酸化亜鉛	○・五%	○・五%	二五〇〇国際単位バーグラム

別表第九

八 有効成分の分量
 別表第十四に掲げる有効成分を主体として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それ
 ぞれ同表の甲の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。
 別表第十四に掲げる有効成分を主体以外の有効成分として配合する場合、その最大濃度及び最
 小濃度は、それぞれ同表の乙の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

九 効能及び効果
 (1) メントール、カンフル主剤製剤の効能及び効果は、ひび、しもやけ及びあかぎれとする。
 (2) クロルヘキシジン主剤製剤の効能及び効果は、ひび、あかぎれ、すり傷及び乾れとする。
 (3) 別表第十四のⅢのA項及びB項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(ビ
 タミンA、E主剤製剤)の効能及び効果は、ひび、しもやけ、あかぎれ及び手足のあれの緩和と
 する。

十 治用剤(浴槽中に投入して用いられる外用剤)
 有効成分の種類
 各有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。

十一 有効成分の配合割合
 別表第十五のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
 別表第十五のIに掲げる有効成分は、合計で七十パーセント以上配合されなければならない。
 別表第十五のIに掲げる有効成分のうち一種は、二十五パーセント以上配合されなければならない。

十二 効能及び効果
 各有効成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ
 同表の配合量の範囲の欄に掲げる量とする。

十三 効能及び効果
 効能及び効果の範囲は、あせも、荒れ性、打ち身、くじき、肩の凝り、神経痛、湿しん、しも
 やけ、痔、冷え症、腰痛、リウマチ、疲労回復、ひび、あかぎれ、産前産後の冷え症及びにきび
 とする。

別表第八の次に次の七表を加える。

十四 有効成分の分量
 別表第十五のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
 別表第十五のIに掲げる有効成分は、合計で七十パーセント以上配合されなければならない。
 別表第十五のIに掲げる有効成分のうち一種は、二十五パーセント以上配合されなければならない。

十五 有効成分の分量
 各有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。

十六 有効成分の分量
 (1) メントール、カンフル主剤製剤の効能及び効果は、ひび、しもやけ及びあかぎれとする。
 (2) クロルヘキシジン主剤製剤の効能及び効果は、ひび、あかぎれ、すり傷及び乾れとする。
 (3) 別表第十四のⅢのA項及びB項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(ビ
 タミンA、E主剤製剤)の効能及び効果は、ひび、しもやけ、あかぎれ及び手足のあれの緩和と
 する。

(5) 別表第十四のIのA項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(二の②にお
 いて「クロルヘキシジン主剤製剤」という。)には、同表のIのB項、IIIのA項、C項、D項若
 しくはE項、V又はVIに掲げる有効成分を配合してはならない。

八 有効成分の分量
 別表第十四に掲げる有効成分を主体として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それ
 ぞれ同表の甲の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

九 効能及び効果
 小濃度は、それぞれ同表の乙の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

十 効能及び効果
 小濃度は、それぞれ同表の乙の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

別表第十

I	区分	有効成分名		最大濃度(%)
		尿素	dl-カシスフル	
グリチルリチン酸二カリウム	酢酸トコフェロール	—	—	—
グリチルリチン酸モノアンモニウム	グリチルレチン酸	○・五	○・五	○・三

別表第十一

V	C項	有効成分名		最大濃度(%)
		D項	A項	
エルゴカルシフェロール	クロタミン	アラントイン	イクタモール	二%
一〇〇〇国際単位バーグラム	パンテノール	グリチルリチン酸二カリウム	グリチルレチン酸	一・五%

X				IX			VII			VI			V			IV		III	
A項		D項	C項	B項		A項	VII		VI		V		B項		A項				
ウム	Lアスパラギン酸マグネシウム	葉酸	ビオチン	バントテン酸カルシウム	二コチニン酸アミド	アスコルビン酸カルシウム	塩酸ヒドロキソコバラミン	ロコハク酸dl-α-トコフェロール	コハク酸dl-α-トコフェロール	エルゴカルシフェロール	コレカルシフェロール	強肝油	肝油	リシン酸ピリドキサール	リシン酸ピリドキサール	一〇mg	一〇mg		
二〇〇mg	二〇〇mg	二〇〇μg	二〇〇μg	三〇〇mg	三〇〇mg	六〇mg	五〇〇mg	六〇mg	六〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一一〇〇国际単位	一一〇〇国际単位	一一〇〇国际単位	一一〇〇国际単位	一一〇〇国际単位	一一〇〇国际単位		
一〇〇mg	一一五mg	一〇〇μg	一〇〇μg	五mg	五mg	一二mg	五〇mg	一mg	一mg	五mg	五mg	五〇〇国际単位	五〇〇国际単位	五〇〇国际単位	五〇〇国际単位	五〇〇国际単位	二mg		

H項	G項	F項	E項	D項	C項	B項												
グルクロン酸アミド	グルクロノラクトン	グルクロノラクトン	グルコン酸第一鉄	グルコン酸第一鉄	ケエン酸鉄アンモニウム	ケエン酸鉄アンモニウム	グリセロリン酸カルシウム	グリセロリン酸カルシウム	ガムマオリザノール	ガムマオリザノール	L-シスステイン	L-シスステイン	ウルソデオスオキシコール酸	レヒスチジン塩酸塩	ジクロロ酢酸ジイソプロピル	ジクロロ酢酸ジイソプロピル	塩酸リジン	アスパラギン酸カリウム・マグネシウム等量混合物
一〇〇〇〇mg	一〇〇〇〇mg	一〇mg	一〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	一〇mg	一〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	六〇mg	八〇mg	六〇mg	五〇mg	四〇〇mg	
二〇〇mg	五〇〇mg	一mg	一mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	五mg	一五mg	六〇mg	三〇mg	一〇mg	二四mg	六mg	七五mg	二〇〇mg	

